

平塚市下水道用マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平塚市下水道用マンホール蓋のデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道に対する市民等の理解を深め、本市のイメージの向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 デザインは、別図のとおりとする。

(デザインの使用)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。この場合において、市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないものとする。

- (1) 平塚市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(承認の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平塚市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、平塚市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認書（第2号様式）又は平塚市下水道用マンホール蓋のデザイン使用不承認書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、承認に際し必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第5条 デザインの使用については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条の目的以外に使用しないこと。
- (2) デザインの改変をしないこと。
- (3) 承認を受けた用途以外に使用しないこと。

(承認内容の変更)

第6条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ平塚市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(使用の報告)

第7条 使用者は、デザインを使用して制作物を作成した場合には、速やかに、平塚市下水道用マンホール蓋のデザイン使用実績報告書（第5号様式）及び制作物の完成品を1部提出しなければならない。ただし、制作物の提出が困難であるときは、その形状の分かる写真の提出をもって、制作物の提出に代えることができる。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第9条 市長は、使用者が、この要綱及び使用承認条件に違反したときは、その使用の差止めの請求、必要な指示等（以下「請求等」という。）をすることができる。

2 市長は、使用者が、この要綱及び使用承認条件に違反したとき、又は偽りその他不正な手段により承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しを受けた者に対して、制作物の回収を求めることができる。

(第三者に対する承認)

第10条 市長は、使用者に係る制作物と同一又は類似の物品等について、使用者以外の者から平塚市下水道用マンホール蓋のデザイン使用承認申請書の提出があったときは、その承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、その承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定の禁止)

第11条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定

し、又は登録してはならない。

2 この要綱による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物について本市が推奨するものではない。

(責任の制限)

第12条 市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

- (1) 第9条の規定による請求等、承認の取消し及び制作物の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失
 - (2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、デザインを使用する際の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。